

コロナ関連給付金の課税は？

新型コロナウイルス感染対策の給付金等は、定額給付金の支給から第2次補正予算関連の給付金まででほぼ網羅されました。今後においては受給の時期とその後の課税方式が注目されるどころです。

番号	給付金等（支給限度額等）	対象者	課税方式	注意点
1	特別定額給付金（10万円）	個人	非課税	相続時取扱い注意
2	持続化給付金（100万円） 持続化給付金（200万円）	個人事業 法人	課税 課税	決算利益との関係 で実質課税となら ない場合有
3	雇用調整助成金	個人事業 法人	課税	同上
4	小学校休業等助成金（支援金）	個人事業 法人	課税	同上
5	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 （その他・5万円）	個人	非課税	受給は事業主
6	家賃支援給付金（600万円）	個人事業 法人	課税	6か月分の支給に ついて決算上処理 注意
7	感染拡大防止支援金（無床診療所・100万円）	個人事業 法人	課税	概算払い後の後日 実費精算

（注）感染拡大防止支援金（2020年6月30日現在の取扱い）

- 対象医療機関は**保険医療機関ごと**（医療法人の場合には診療所ごと）
- 対象経費は、コロナ感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（詳細は今後公表）
（具定例）
 - ・院内の定期的、頻回な清拭・消毒等の環境整備費用（消毒液、滅菌用機器）
 - ・待合室の混雑緩和の費用
 - ・コロナ疑い患者区分のためのレイアウト変更費用
 - ・オンライン診療体制費用
 - ・院内完成防止対策費用（防護具、研修、健康管理等）
- 医療機関から都道府県に見込費用概算（**2020年4月1日から2021年3月31日**）の給付申請をし、概算払いで支援金の交付を受ける
- 対策等実施後に精算（領収書等の提出等）

歯科会計

2020年下期の歯科経営のポイント

経済はコロナ禍での生き残りをかけて動き始めています。コロナ感染対策をしながら歯科医院の経営を継続することを一緒に考えましょう！

項目	ポイント
患者対策	<p>コロナ禍で未来院期間が長期化している患者さんを従来の間隔に戻すことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 新規開業時実施した開業広告のような手法が有効です。・ 患者さんに直接アピールするボリュームある手法を検討して下さい。 ⇒ 全患者さんへあいさつはがき発送・ 中断患者さんへの電話連絡
感染対策 (アンケートによる内容から)	<p>HP、玄関、受付、待合、診療室、診療所全体で感染対策に取組み、それを目に見えるかたちで患者さんにアピールすることが必要です。</p> <p>第二次補正予算での感染拡大防止支援金を活用して感染対策を充実させて下さい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 診療所の感染対策についての方針をHP,院内掲示により表明する・ スリッパから土足仕様へ・ 消毒液、検温計、アクリルボード、マスク、空気清浄機の設置・ 歯科用滅菌器具の整備
資金対策	<p>各種金融機関からのコロナ関係借入が実行されている場合には実際の返済に向けて資金計画を見直すことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当面の資金が安定したら、余剰資金による借入金の繰上、組替の検討・ 元金返済が開始した場合の資金検討・ 本人保証借入金の死亡時の対応確認 (団体信用保証保険、逓減保険の加入)
スタッフ対策	<p>今回のコロナ禍で一般企業ではスタッフの退社が多く発生しています。逆に医療業界のスタッフ不足を解消するチャンスです。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 助成金受給を前提として就業規則の整備を検討・ 新規募集広告の実施
決算対策	<p>2020年の業績は個人・法人とも過去に例がないほど落込むことが予想されます。診療収入減少を原因とする赤字決算です。</p> <ul style="list-style-type: none">・ コロナ禍後の利益体質をつくるために、不良資産等の処理を今期実施する・ 3年後(コロナ借入の元金返済開始時まで)には新規融資が見込める決算数値になるように新年度から収入、経費(役員給与、交際費)についての見直しをする

ドクター会計

第二次補正予算決定事項

新型コロナウイルスへの追加対策が盛り込まれた 2020 年度第二次補正予算が、6 月 12 日参院本会議において可決成立しました。それまでの支援策を拡充したものや新たに創設されたものなど、その内容について主なものをまとめました。

種別	項目	内容
資金繰り	日本政策金融公庫 (国民生活事業)	融資限度額 8,000 万円 (拡充前 6,000 万円) 利下限度額・特別利子補給 4,000 万円 (拡充前 3,000 万円)
資金繰り	民間金融機関	無利子・無担保融資上限 4,000 万円 (拡充前 3,000 万円)
資金繰り	福祉医療機構	貸付限度額 診療所 4,000 万円又は前年同月からの減収の 12 か月の高い方 (拡充前 4,000 万円、当初 5 年無金利の範囲は 4,000 万円まで)
給付金	持続化給付金の拡充	対象を拡大し、以下の事業者を支援対象に加える ・主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者 ・2020 年 1 月～3 月の間に創業した事業者
給付金	家賃支援給付金の創設	5 月～12 月のいずれか 1 カ月の売上高が前年同月比 50%以上減少又は連続する 3 カ月の売上高が前年同期比 30%以上減少で、申請時の直近の月額賃料に基づいて算出される給付額の 6 か月分支給 (法人) 月額賃料 75 万円まで給付率 3 分の 2 (上限 50 万円)、月額 225 万円まで給付率 3 分の 1 (上限 100 万円) (個人) 月額賃料 37.5 万円まで給付率 3 分の 2 (上限 25 万円)、月額 112.5 万円まで給付率 3 分の 1 (上限 50 万円)
助成金	雇用調整助成金の拡充	1 人 1 日 8,330 円→15,000 円 (令和 2 年 4 月 1 日に遡って適用、再度の申請手続は不要) 特例期間 9 月 30 日まで延長 (変更前 6 月 30 日まで) 解雇等を行わない中小企業の助成率を 10/10 に引き上げ (変更前 9/10)
医療機関支援	医療従事者への慰労金	診療所に勤務し患者と接する医療従事者 1 名につき 5 万円支給
医療機関支援	感染拡大防止支援金	新型コロナウイルス感染拡大防止対策や診療体制確保等に必要な物品の購入や設備の整備等について実費補助 (無床診療所上限 100 万円)

医療承継

コロナ関連給付金と相続税課税

新型コロナウイルス感染症に関連して、いくつかの給付金の制度があります。例えば、1人10万円の特別定額給付金については所得税は非課税とされていますが、相続財産として課税されるケースがあります。

また、持続化給付金・雇用調整助成金・休業協力金については法人・個人とも課税対象となりますが、合わせて亡くなったタイミングによっては個人に相続税の課税の可能性もあります。

＜どのような場合に特別定額給付金が相続税対象になるか？＞

1人10万円の特別定額給付金は基準日（4月27日）時点で住民記帳台帳に記録されている人が受け取れます。

基準日（4月27日）以降で給付金の入金がある前に亡くなった場合は相続税の課税はどのようなになるのでしょうか？これに関して以下のQ&Aがでています。

Q 基準日以降に亡くなった人は、給付対象者となりますか？

基準日（4月27日）以降に死亡した世帯主に係る取扱いについては、以下のとおりです。

(1) 申請・受給権者たる世帯主が、基準日以降に申請を行うことなく死亡した場合

その世帯に他の世帯員がいる場合には、死亡した世帯主の分の給付金も含めて申請し、給付を受けることができます。 → 相続税対象外

単身世帯の場合には、受給権者がいなくなることから、給付されません。

(2) 申請・受給権者たる世帯主が、基準日以降に申請後に死亡した場合

死亡した世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。単身世帯の場合も同様です。

→ 相続税対象

上記のQ&Aからすれば、給付金の申請を行った後に世帯主が亡くなった場合は入金前といえども相続財産として相続税が課税されることとなります。ただし、世帯主ではない世帯員が亡くなった場合は、受給権者は世帯主であるため相続税の課税はありません。

また、他のコロナ関連の給付金についても申請後（給付確定後）に個人事業者が亡くなった場合は、同様に入金前でも相続税課税対象になるものと考えられます。